

柏崎サッカー協会規約

第1章 総則

第1条 名称 本協会は、柏崎サッカー協会という。(以下協会という)

第2章 目的及び事業

第2条 目的 本協会は、加盟及び準加盟チームを統括し、お互いの切磋琢磨こより柏崎地方のサッカー水準の向上と、普及、振興、並びに相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 事業 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 柏崎サッカーリーグ(以下リーグと言う)の実施
- (2) 各種大会、講習会等、普及振興に関する事業の実施
- (3) その他、本協会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第4条 本協会は協会で承認された社会人チーム(加盟団体)及び柏崎刈羽の学校、地域クラブチーム(準加盟団体)で組織し、柏崎体育団に加盟する。

第5条 本協会に加盟を希望する団体は、総務部に加盟願いを提出し、理事会の承認を経て加盟することができる。

第6条 本協会の加盟団体が、その資格を失ったとき、又は加盟団体として不適当と認められたときは、理事会の議決を経て脱退又は除名させることができる。

第4章 役員

第7条 役員 本協会には次の役員を置く。

会長1名 副会長 若干名 理事長1名 副理事長 若干名 常任理事 若干名 理事 若干名 監事 3名

第8条 会長及び副会長

会長、副会長は、理事会において決定する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、職務を代行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。 4 副会長は専門部を統括する。

第9条 理事長及び常任理事

理事長、常任理事は理事会において互選し、会長が委嘱する。 3 常任理事は、本協会の業務を処理する。

2 理事長は会長の命を受けて会務を掌理する。

第10条 理事 理事は、加盟団体より選出された1名、及び会長が委嘱し理事会の承認により選出し、理事会を構成し会務を審議する。

第11条 監事 監事は、理事会の議に基づき会長が委嘱する。 3 監事は常任理事会、理事会に出席し意見を述べることができる。

2 監事は、本協会の会計を監査する。

第12条 役員の任期等

役員の任期は2年とし、再任を妨げない 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 顧問

本協会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、諮問に応じ意見を具申する。

第5章 会議

第14条 理事会

理事会は、本協会の最高決議機関とし、会長が必要と認めるとき、または、理事の3分の1以上からの開催の要求があったときは、会議を開催しなければならない。

2 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ開会することはできない。但し、出席できない理事は、委任状又は代理人を立てることができる。 3 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決め、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 理事会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約制定、改廃
- (2) 役員承認
- (3) 事業及び会計に関する事
- (4) 賞罰の裁定
- (5) 加入、脱退に関する事
- (6) その他議決を必要とする重要事項

第15条 常任理事会

常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、理事会に諮るべき事項のほか、必要な会務を審議し処理する。

2 緊急を要する事項については、審議決定し、次の理事会に報告しなければならない。

3 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 理事会提出議案に関する事
- (2) リーグ運営に関する事
- (3) 各種大会等の運営に関する事
- (4) その他、本協会運営に必要な事項について

第6章 専門部

第16条 本協会は、事業推進のため次の専門部を置き、全理事がいずれかに所属する。

総務部 審判部 規律部 リーグ部 大会運営部 選手強化部

2 部会は、その部長が、必要に応じて招集する。 4 常任理事にならなかった部長は部長就任と同時に常任理事となる。

3 部会には部長のほか若干名の運営部員を置く。 5 部会は、担当業務について企画立案し、常任理事会に提案するとともに、決定事項を推進する。

第7章 会計

第17条 本協会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

1 協会加盟費 2 補助・助成金 3 事業(大会等)参加費 4 寄付金その他の収入

第18条 本協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

第19条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局長及び事務局員は、会長の委嘱による。 3 事務局は、会長の指示するところにおく。

付則

1 この規則の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

2 この規約は平成11年3月31日から施行する。

制定 昭和61年3月31日

制定 平成4年3月31日

制定 平成7年4月1日

制定 平成11年3月21日